

相談



法律相談 火曜 7月21日、午後1時～4時、は市役所市民相談室 は大胡支所。弁護士との相談。申し込みは電話で前執務日の午後2時から市民相談室 890 6100へ。先着各六人

公証相談 7月11日・25日、午後1時～4時、市役所市民相談室。遺言や金銭、土地建物の賃貸借などの公正証書作成の相談

行政相談 7月20日 午後1時～4時、市役所市民相談室 7月14日 午後1時～3時、社会福祉協議会大胡支所 7月19日 午後1時～3時、宮城支所 7月12日 午前9時～正午、かすかわ老人福祉センター。行政に対する苦情・要望・相談

行政書士相談 8月1日 午後1時～4時、市役所市民相談室。官公庁などへの提出書類作成や手続きの相談

登記相談 7月8日 午後1時～4時、市役所市民相談室。不動産登記や土地境界問題など

人権標語

人権は だれでももってる たからもの

七中 二年 武井 芙夕子

の相談

人権相談 7月15日 午後1時～4時、市役所市民相談室。隣近所の争い事や不当な差別などの相談

市民相談 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分、市役所市民相談室(890 6100)。心配事や悩み事などの電話・面接相談

こころの健康相談 7月21日 午後1時30分～3時30分、総合福祉会館(日吉町二丁目)。心の不調で悩み事のある人やその家族に対する専門医の面接相談。予約を障害福祉課 219 2005へ

精神保健相談 7月7日・14日、午後1時30分～4時、前橋保健福祉事務所。予約を同所 231 7721へ

高齢者電話相談 237 5 110 月曜～金曜 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

母子家庭相談 月曜～金曜 午前9時～午後4時、市役所児童家庭課 223 4148。母子家庭や寡婦の電話・面接相談

家庭児童相談 223 41 48 月曜～金曜 午前9時～午後4時、市役所児童家庭課 223 4148。母子家庭や寡婦の電話・面接相談



午後4時、市役所家庭児童相談室。子どもと家庭についての電話・面接相談。面接は予約を同室へ

女性相談 月曜～金曜 午前9時～午後4時、母子福祉センター(住吉町二丁目) 231 1082。女性の悩みや心配事などの電話・面接相談

幼児教室 月曜～金曜 午前9時～午後5時、幼児教育センター。子育てや、幼児の心・体・言葉の発達に関する心配事の電話・面接相談。面接は予約を同センター 210 1234へ。なお、8月24日に医師による面接相談を実施。問い合わせは同センター

教育・青少年相談 230 9090 月曜～土曜 午前9時～午後7時(土曜は午後5時まで)、総合教育プラザ。青少年や保護者、関係者を対象に電話・面接相談。面接は予約を同所へ。Eメールでの予約は簡単な相談内容・年齢(学年)・面接希望日時・電話番号(電話連絡の希望者)・来所人数などを書いてstaff.menet.ed.jpへ

電話労働相談 7月20日 8月3日、午後1時30分～午後4時、市役所家庭児童相談室。子どもと家庭についての電話・面接相談。面接は予約を同室へ

女性相談 月曜～金曜 午前9時～午後4時、母子福祉センター(住吉町二丁目) 231 1082。女性の悩みや心配事などの電話・面接相談

幼児教室 月曜～金曜 午前9時～午後5時、幼児教育センター。子育てや、幼児の心・体・言葉の発達に関する心配事の電話・面接相談。面接は予約を同センター 210 1234へ。なお、8月24日に医師による面接相談を実施。問い合わせは同センター

4時 の相談員は社会保険労務士・北爪登さん 266 0 385 は同・横田秀治さん 231 5776。賃金・解雇などの労働問題の相談。問い合わせは工業課 890 661 7

経営よろず相談 電話相談 店舗・企業等訪問相談、企業再建訪問相談、新規開業に関する相談、中小企業者を対象に中小企業診断士が経営について指導 申し込みは商業観光課 890 6604、商工会議所 23 5111へ 金融相談 融資の相談。申し込みは商工会議所 234 5115へ

景観アドバイザー相談 7月21日 午後3時～5時、市役所33会議室。より良い景観のアドバイス。予約を都市整備課 890 6976へ

外国人相談 月曜、午後1時～5時、市役所国際交流協会相談窓口。英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の四カ国語で面接相談

乗用装置のある自脱型コンバイン、農耕用テラー、トラクター、フォークリフトなどで小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の対象です。

これらを取得した日から十五日内に申告書を提出し、標識(ナンバープレート)の交付を受けなければなりません。まだ申告をしていない人は、市役所市民税課、各支所で手続きしてください。

…問い合わせは市民税課 890 6205へ。

16日・17日は休み

証明書の自動発行機

七月十六日・十七日は、市内の一部の住民基本台帳や戸籍などに変更作業があるため、にぎわい課証明サービスコーナー、市役所1階市民ロビーの証明書自動交付機を休止します。…問い合わせは市民税課 890 6106へ。

税

農耕用車両も軽自動車税を

乗用装置のある自脱型コンバイン、農耕用テラー、トラクター、フォークリフトなどで小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の対象です。

これらを取得した日から十五日内に申告書を提出し、標識(ナンバープレート)の交付を受けなければなりません。まだ申告をしていない人は、市役所市民税課、各支所で手続きしてください。

…問い合わせは市民税課 890 6205へ。